香川県市町村職員互助会の皆さまへ

※暫定再任用職員·会計年度任用職員用

明日のもしもに備えて

各種団体保険のご案内

傷害総合保険、新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険 特約セット団体総合保険)、所得補償保険、ゴルファー保険

【団体保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険、新・団体医療保険(医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約セット団体総合保険)の保険料および補償内容の改定、、所得補償保険、ゴルファー保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、<u>必ず本パンフレットをご確認ください。</u>

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2027年募集(次年度募集)よりプランの改定を行います。改定内容について事前にお知らせいたしますので必ず本パンフレットのP7をご確認ください。



ー般で加入 するよりお得な **15%** 団体割引

申込締切日	令和7年11月28日(金)
保険期間	令和8年3月1日午後4時から 令和9年3月1日午後4時まで 1年間
申込方法 提出先	新規ご加入の方および現在ご加入で加入内容を変更される方のみ、加入依頼書をご提出ください。 (提出のない方は、現在と同じ型で自動継続となります。) ※【新・団体医療保険・所得補償保険】に新規ご加入の方・変更により 補償が拡大される方は「告知書」もご提出ください。 〈提出先:総務担当者まで〉
お支払方法	令和8年3月に口座引落(一時払)
保険契約者	一般財団法人香川県市町村職員互助会
取扱代理店	有限会社香川共済サービス 問い合わせ先:担当:龍満・平 TEL:087-851-6650 受付時間:平日の午前9時から午後5時まで
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

シンプルでわかりやすい保険制度を基本に、本人とその家族全員が 「多様化する生活リスク」に対して安心して暮らせる補償内容です。

傷害

ケガの補償のために...



傷害総合保険 個人・夫婦・家族プラン く 2ページ ~ 7ページ >

医療

病気の補償のために...



新•団体医療保険 < 8ページ ~ 10ページ >

収入補償

万が一の時の補償のために...



所得補償保険 < 11 ページ >

ゴルフ

ゴルフ好きの方は...



ゴルファー保険 < 12 ページ >

契約概要・注意喚起情報 ご加入要領・問い合わせ先

加入依頼書・告知書 記入例 < 13 ページ ~ 14 ページ > < 15 ページ ~ 37 ページ > <38ページ>

傷害総合保険のご案内

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。) により ケガをされた場合等に下記の保険金をお支払いします。

補償の概要

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額) および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

1. 死亡保険金/ 後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡されたり後遺障害が生じた場合にお支払いします(死亡の場合は死亡・後遺障害保険金額の全額、後遺障害の場合はその程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。)
2. 入院保険金	事故により入院された場合、 入院1日につき入院保険金日額をお支払い します。 (1,000日限度)
3. 手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の給付対象である手術を受けた場合、 入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額 の5倍、重大手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。ただし、1事故につ き1回の手術にかぎります。
4. 通院保険金	事故の発生の日からその日を含めて <u>1,000日</u> 以内に通院し医師の治療を受けた場合、 通院1日につき通院保険金日額をお支払いします。(90日限度) ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支 払いしません。
5. 個人賠償責任補償	日本国内・国外で、日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。 被保険者(保険の対象となる方)はP7をご確認ください。
6. 介護保険金	傷害事故により、事故発生の日からその日を含めて180日以内に所定の重度後 遺障害を被り所定の要介護状態となった場合、事故の日から181日目以降の、 所定の要介護状態である期間に対して、介護保険金をお支払いします。(<u>要介護</u> <u>状態であるかぎり、終身補償</u>)
7. 被害事故補償	犯罪やひき逃げによる事故等にあい、死亡されたり所定の重度後遺障害が生じた場合、被害事故補償保険金を死亡・後遺障害保険金とは別にお支払いします。(加害者からの賠償金等は控除されます。)



天災危険補償特約をプラスすると地震津波補償プランにできます!

地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガについて、

上記1~4、6を補償します。

この特約をプラスしないと、地震等でのおケガは補償されません!!

【ご確認ください】補償の対象となる方

個人プラン(個人型)	P1・PT1 コース	ご本人、ご家族のうち記名して申し込まれた方が補償の対象となるタイプです。 ご家族は、配偶者、子供、両親、兄弟姉妹(以上の方々は別居・同居は問いません。)および、同居の親 族をいいます。
夫婦プラン (夫婦型)	P2・PT2 コース	ご本人がご加入になりますと、配偶者(別居・同居は問いません。)も補償の対象となるタイプです。
家族プラン(家族型)	P3・P4・ PT3・PT4 コース	ご本人がご加入になりますと、配偶者(別居・同居は問いません。)・ご本人またはその配偶者の、同居の 親族(別居の場合は補償対象外です。)・別居の未婚の子が補償の対象となるタイプです。

- ◆ご本人とは香川県市町村職員互助会員本人をいいます。
- ◆親族とは、本人の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- ◆上記続柄**および同居または別居の別**は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
- ◆保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊15ページ「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。



自転車でも、事故はおとろっしゃ~。

(こわ~い)

- ●自転車は、通学・通勤、買い物やサイクリングに使うなど、家族で複数の自転車を持っているような身近な乗り物ですが、 さまざまなリスクが潜んでいます。
- ●ご自身のケガや被害事故はもちろん、加害事故を起こした場合、高額の賠償金を支払わなくてはならないケースもあります。
- ●損害賠償責任は未成年者が起こした事故といえども免れることはできません。



加害事故賠償例

賠償額9,521万円

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、 歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性 (62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、 意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)

賠償額9,266万円

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)

出典:一般社団法人日本損害保険協会「自転車事故と保険」

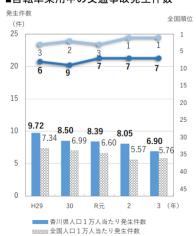


自転車事故は、<mark>ご家族</mark>の中の誰かが、 被害者だけでなく<mark>加害者</mark>となってしまう 可能性があります。

香川県の自転車事故発生状況

全国でもワーストクラス!

■自転車乗用中の交通事故発生件数

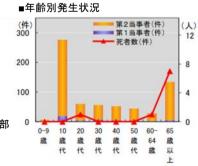


人口1万人当たり発生件数ワースト順位

- 人口10万人当たり死者数ワースト順位

香川県における人 ロ1万人当たりの発 生件数や人口10万 人当たりの死者数 において、依然と してワースト上位 が続いています。

出典:香川県警察本部 「令和4年版 数字でみるさ ぬきの安全」



2021年香川県では666件 の自転車事故が発生して います。

10歳以上20歳未満の方の 事故が最も多く、次いで 65歳以上の方となってい ます。

出典:香川県警察 「自転車が関係した 交通事故発生状況 【令和3年中】」

自転車の加害事故による高額賠償事例が発生している一方で、 香川県内の保険加入率は51.6%です(令和2年県政世論調査)。 こうした事態を踏まえて、

香川の自転車条例の改正により、令和4年4月1日から 自動車損害保険への加入が義務化されました。

でも、ご安心ください!



損保ジャパンの

傷害総合保険(個人賠償責任補償特約セット)なら

1 このような自転車走行中の賠償事故の際に保険金をお支払いしています。 ※ 実際のお支払いは損害の状況等により異なります。

自転車走行時の実際の賠償事例

自転車同士の事故

自転車同士が衝突し、 相手にケガをさせた



を間の事故

夜間に歩行者と接触し、 相手にケガをさせた



高齢者との事故

横断歩道を歩いていた 高齢者と接触し、ケガをさせた



物損事故

自動車に接触し、 バンパーを損傷させた



(注)令和5年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車以外の日常生活での事故でもお役に立つことができます。

散歩中、飼い犬が他人に 噛みついて、ケガをさせ てしまった。



水道の蛇口を閉め忘れ、マンションの階下に水濡れを起こしてしまった。



買い物途中、店内に陳列 してある商品を落として 破損させてしまった。



駐車中の自動車にボール をぶつけて窓ガラスを破 損してしまった。



このようなケガの際に保険金をお支払しています。

自転車事故によるケガ

自転車で転倒し、 ケガをしてしまった。



(注)令和5年4月1日よりヘルメット(着用が努力義務となりました。

足を滑らせて転倒し、ケガをしてしまった。



日常生活によるケガ

自動車と接触し、 ケガをしてしまった。



スポーツをしている際に、 ケガをしてしまった。



示談交渉サービス付きですので、

相手の方との交渉は 損保ジャパンが代行します。

ご注意

日本国内で発生した事故にかぎります

【重要】「個人賠償責任補償特約」について

「自転車事故による法律上の賠償責任事故」は<mark>個人賠償責任補償特約</mark> で補償します。

<mark>個人賠償責任補償特約</mark>は、自動車保険や火災保険、傷害保険(積立型 を含みます。)など、他の保険契約等の特約としてもご加入が可能で _す

自動車保険や火災保険、傷害保険などの特約として<mark>個人賠償責任補償特約にすでにご加入いただいている場合は、補償が重複することもありますので、ご加入前に、損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の他の保険契約の内容を必ずご確認ください。</mark>

傷害総合保険

☆保険料は一般加入の1 5%割引です!

保険期間 1年、職種級別 A級、 (団体割引15%) 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

個人プラン

プラン名		P1	PT1
	死亡・後遺障害	300万円	300万円
	入院保険金日額★	3,000円	3,000円
本人	手術保険金	重大手術以外の入院中の手	保険金日額の40倍 術:入院保険金日額の20倍 三手術:入院保険金日額の5倍
	通院保険金日額◎	2,000円	2,000円
	介護補償保険金 (年額)	150万円	150万円
	被害事故補償	3,00	00万円
	個人賠償責任	国内国]外1億円
地震・噴火またはこれらによる津波によるケガ (天災危険補償特約)		×	0
一時払保険料 (1口につき)		15,150円	16,220円

夫婦プラン

ポニンス		D.C.	DTO	
	プラン名	P2	PT2	
	死亡・後遺障害	400万円	400万円	
	入院保険金日額★	4,000円	4,000円	
本人	手術保険金	重大手術以外の入院中の手	R険金日額の40倍 術:入院保険金日額の20倍 ≿手術:入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額◎	2,600円	2,600円	
	介護補償保険金 (年額)	150万円	150万円	
	死亡・後遺障害	300万円	300万円	
	入院保険金日額★	3,000円	3,000円	
配偶者	手術保険金	重大手術:入院保険金日額の40倍、 重大手術以外の入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍		
	通院保険金日額◎	1,500円	1,500円	
	介護補償保険金 (年額)	150万円	150万円	
	被害事故補償	3,00	00万円	
個人賠償責任		国内国]外1億円	
地震・噴火またはこれらによる 津波によるケガ (天災危険補償特約)		×	0	
一時払 保険料 (1口につき)		29,840円	32,240円	

家族プラン

プラン名		Р3	P4	PT3	PT4
	死亡・後遺障害	250万円	400万円	250万円	400万円
	入院保険金日額★	2,500円	4,000円	2,500円	4,000円
本人	手術保険金	重大手術:入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額◎	2,100円	2,800円	2,100円	2,800円
	介護補償保険金(年額)	150万円	250万円	150万円	250万円
	死亡・後遺障害	200万円	250万円	200万円	250万円
	入院保険金日額★	2,000円	2,500円	2,000円	2,500円
配偶者	手術保険金	重大手術:入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額◎	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
	介護補償保険金(年額)	150万円	170万円	150万円	170万円
	死亡・後遺障害	120万円	200万円	120万円	200万円
	入院保険金日額★	1,200円	2,000円	1,200円	2,000円
その他親族	手術保険金	重大手術:入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額◎	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
	介護補償保険金(年額)	150万円	150万円	150万円	150万円
	被害事故補償		3,000	万円	
	個人賠償責任		国内国统	朴1億円	
地震・明	質火またはこれらによる津波に よるケガ (天災危険補償特約)	×	×	0	0
一時払払保険料 (1口につき)		34,650円	44,120円	37,320円	47,850円

- ■口数申込の場合、個人賠償責任補償特約は口数倍にならないため、死亡・後遺障害保険金額にて調整させていただいております。調整後の保険金額は取扱代理店までお問い合わせいただくか、お手続後に送付する加入者証にてご確認ください。
- ★入院1日につき入院保険金日額をお支払い(1,000日限度)
- ◎事故発生の日から1、000日以内の通院に対してお支払い(90日限度)

個人賠償責任補償特約の被保険者(対象となる範囲)について

- ①ご本人
- ②ご本人の配偶者
- ③ご本人またはその配偶者の同居の親族
- ④ご本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ⑤ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、ご本人に関する事故にかぎります。
- ⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。 ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。
- ◆ご本人とは香川県市町村職員互助会員本人をいいます。
- ◆親族とは、本人の6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
- ◆上記続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

<2027年募集について重要なお知らせ>

プランの見直しを行い、次年度以降(2027年募集)より傷害総合保険は以下の3プランとなります。 口数での加入が可能ですので、前プランに近い口数でおすすめプランを表示してご案内します。 補償内容が変更となりますのでご加入の際は内容をよくご確認にの上お申込みください。 ※保険料は2026年3月時点のもので計算しています。料率改定等で変更となる可能性があります。

(保険期間 1 年、職種級別A級、団体割引15%、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約セット)

補償		個人プラン(PA1)	夫婦プラン(PB1)	家族プラン(PC1)	
移行プラン		P1,PT1	P2,PT2	P3, P4, PT3, PT4	
	死亡•後遺障害	200万円	200万円	200万円	
	入院保険金日額	4,000円	4,000円	4,000円	
本人	手術保険金	重大手術:入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術:入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術:入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円	
	介護補償保険金 (年額)	150万円	150万円	150万円	
	死亡•後遺障害		200万円	200万円	
	入院保険金日額		3,000円	3,000円	
配偶者	手術保険金	重大手術: 入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術: 入院保険金日額の5倍			
	通院保険金日額		2,000円	2,000円	
	介護補償保険金 (年額)		150万円	150万円	
	死亡•後遺障害			200万円	
	入院保険金日額			2,000円	
親族	手術保険金			重大手術: 入院保険金日額の40倍 重大手術以外の入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 重大手術以外の外来で受けた手術: 入院保険金日額の5倍	
	通院保険金日額			1,000円	
	介護補償保険金 (年額)			150万円	
	被害事故補償	3,000万円	3,000万円	3,000万円	
	一時払保険料	17,380円	29,400円	44,780円	

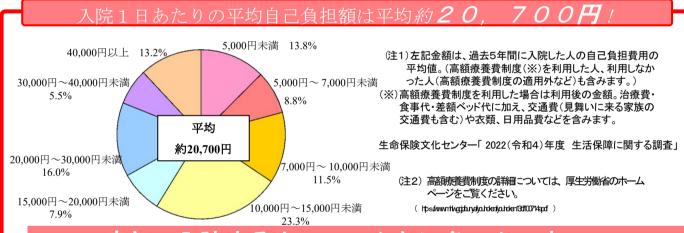


オプション	PA0	PB0	PC0
個人賠償責任	国内・国外 1億円		
一時払保険料	1,610円		

新・団体医療保険のご案内

おすすめポイント!

- ◆保険料は15%割安!
 - ※団体割引15%が適用されます。
- ◆先進医療等による費用も全プランにて補償!
 - ※日本国内において、病気・ケガで先進医療や臓器移植術を受けた場合の費用を補償
- ◆日本国内外でのケガ・病気による入院・通院・手術を補償!
- ◆日帰り入院から補償!
 - ※日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
- ◆ご加入に際しては、告知書による手続きのみで簡単です!
 - ※加入依頼書および被保険者告知書の内容により、ご加入をお断りする場合あります。



病気で入院する人ってこんなに多いんです!**!**

1人あたりの平均入院日数は平均*約28.4日!*

傷病別の推計入院患者数 (単位:人/日) 傷病別の退院患者の平均在院日数 高血圧性疾患 41.6日 4.200人 22.3日 肝臓疾患 5,500人 31.8日 糖尿病 12,700人 29.4日 133.500人 ケガおよび中毒 109.400人 脳血管疾患 68.9日 [厚生労働省『患者調査』](令和4年)による

平均の負担額と入院日数によると・・・

20,700円×28.4日= *約587,880円*

突然の高額出費で家計が大変なことに・・・。

補償の概要

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降保険は携禁約について、新・団体医療保険の保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、 改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊20ページ「新・団体医療保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

	保険金の種類		保険金のお支払概要
ţ	入院	病気	〇日帰り入院(*)から入院保険金日額をお支払いします。(1日につき) 〇1回の入院で180日までお支払いします。 〇ご継続の保険期間を通じて1,000日まで補償 (※)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
		ケガ※	〇日帰り入院(*)から入院保険金日額をお支払いします。(1日につき) 〇1事故の入院で180日までお支払いします。 (※)日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等 のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。
	通院	病気	○継続して4日を超えて入院され、退院後に通院されたとき、90日を限度に通院保険金日額をお支払いします。 (1日につき)
		ケガ※	〇1日の通院からでもお支払いします。(90日限度)
		病気	〇病院または診療所において手術を受けたときにお支払いします。 (一部の軽微な手術は対象外)
	手術	ケガ※	〇<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術:入院保険金日額の20倍/外来の手術:入院保険金日額の5倍
	天災危険補信	賞特約※	〇地震・噴火またはこれらによる津波によって被ったケガについて、入院・通院・ <mark>手術の保険金を補</mark> 償します。
	個人賠償責任※		〇日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額(自己負担額)はありません。
	先進医療等費用		○先進医療の技術料や臓器移植術に要する費用等をお支払いします 先進医療とは病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生 労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保 険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
	介護一時金		病気や傷害などにより公的介護保険制度に定められる要介護2から5に認定された場合、 または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し、90日を超えて継続した場合にお支払します。 (注)損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。

^{★2026}年募集より「親孝行一時金プラン」は新規販売を停止いたしました。

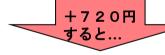
【疾病+傷害(病気+ケガ)

★保険料は15%割引です!

(保険期間:1年、団体割引15%適用) 手術保険金音率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

補償内容	1K型	2K型
入院保険金日額	5,000円	5,000円
通院保険金日額	3,000円	3,000円
手術保険金	外来の手術:入院係 入院中の手術:入院係 重大な手術:入院保険金日額の	保険金日額の20倍、
介護一時金	1	300万円
先進医療等費用	5002	万円
個人賠償責任	1億	門
満年齢	一時払保険料	
~24歳	17,270円	17,530円
25~29歳	19,190円	19,450円
30~34歳	20,820円	21,080円
35~39歳	21,640円	21,900円
40~44歳	22,540円	23,150円
45~49歳	25,020円	26,540円
50~54歳	29,000円	32,040円
55~59歳	37,300円	43,670円
60~64歳	46,630円	59,370円

※病気の場合は、継続して4日を超えて 入院され、退院後に通院された場合に なります。



【疾病+傷害(病気+ケガ)+天災危険補償】

天災危険補償特約 セットプラン	L1型	L2型
満年齢	一時払	保険料
~24歳	17,990円	18,250円
25~29歳	19,910円	20,170円
30~34歳	21,540円	21,800円
35~39歳	22,360円	22,620円
40~44歳	23,260円	23,870円
45~49歳	25,740円	27,260円
50~54歳	29,720円	32,760円
55~59歳	38,020円	44,390円
60~64歳	47,350円	60,090円

- (※1) 保険料は、保険始期日時点の満年齢によります。
 - ・ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 - ・満64歳までの方が対象となります。
- (※2) 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。
 - 次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、 この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (※3) 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、個人賠償責任補償特約保険料を除きます。(令和7年10月現在)

告知の大切さについてのご説明

- ●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

所得補償保険のご案内

思いもかけない病気や突然のケガで働けなくなった時など、入院や医師の指示に基づく自宅療養をしている間の所得を補償する保険です。

【所得補償保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

- **1** 病気・ケガで入院、医師の指示による自宅療養中の月々 の所得を補償します。
- 入院、医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます (年息収入等は含まれません。)。
- 2 世界中・24時間 いつでも補償します。
- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能になった場合に補償します。



所定の告知書の質問事項にお答えいただくのみで医師の診査は不要です。※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

4 1年間無事故の場合、保険料の20%がお手元に。

 保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)
 において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、 保険料の20%を「無事故戻し返れい金」としてお返しします。

(注)中途脱退の場合、「無事故戻し返れい金」はありません。





病気による入院

ケガによる入院

- ・保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊29ページ「所得補償保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。
- ・本保険は、介護医療保険料控除の対象となります。(令和7年10月現在)

保険金額と保険料

一時払保険料 11,000円 (1口につき)

一般加入より保険料を 15%割引しています。 (団体割引15%適用)

(保険期間1年間、対象期間1年間、支払対象外期間7日、団体割引15%適用)

加入型	N 1 型	N 2型	N 3型	- bp 2
職種級別	事務職・管理職・医師等 1級	保健師・看護師・臨床士等 2級	自動車運転手・ボイラー技師 清掃士・消防士等3級	加入 限度
満年齢	保険金額(月額)	保険金額(月額)	保険金額(月額)	口数
18~19歳	184,000円	159,000円	136,000円	1 -
20~24歳	126,000円	110,000円	93,000円	1 🛘
25~29歳	112,000円	98,000円	83,000円	
30~34歳	91,000円	79,000円	67,000円	3 □
35~39歳	73,000円	63,000円	54,000円	4.5
40~44歳	58,000円	50,000円	43,000円	4 🏻
45~49歳	49,000円	42,000円	36,000円	
50~54歳	42,000円	36,000円	31,000円	6 □
55~59歳	39,000円	34,000円	29,000円	Ŭ 1
60~64歳	37,000円	32,000円	27,000円	

・保険金額は、保険始期日時点の満年齢によります。・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額となります。年齢区分が変更になると、保険金額が変更となります。・ 新規加入の場合、満18歳から満59歳以下で有職の方(継続加入の場合は、満64歳以下の方)が対象となります。・ 団体割引は本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんのでご了承ください。

告知の大切さについてのご説明

●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。※ロ頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金をお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

ゴルファー保険のご案内

夢のホールインワンからプレー中の思わぬ事故までワイドに補償します!

【ゴルファー保険にご加入のみなさまへ】

2025年10月1日以降に保険始期が開始するご契約について、補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容 にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

ゴルフ中の賠償事故





ゴルフ中にケガ







- 第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、被保険者(保険の対象となる方)が誤って他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。
 - (注)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。
- ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。
- ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。
 - ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)
 - ②ゴルフクラブの破損・曲損
 - (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。
- 日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金額を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。詳しい内容につきましては「ゴルファー保険のあらまし」以降に記載されていますので、ご確認ください。
- (注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、別冊33ページ「ゴルファー保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険金額と保険料

(保険期間1年間、団体割引15%)

		補償内容				一時払
加入タイプ	型名	ゴルフ中の 賠 償責任	ご本人の 傷害	ゴルフ用品の 損害	ホールインワン・ アルバトロス	保険料
エースタイプ	G1	1億円	1,060万円	24万円	50万円	11,270円
アルバトロスタイプ	G2	1億円	980万円	16万円	30万円	7,720円
イーグルタイプ	G3	1億円	880万円	12万円	20万円	5,820円
バーディータイプ	G4	1億円	740万円	8万円	15万円	4,510円
パータイプ	G5	1億円	600万円	4万円	10万円	3,200円

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

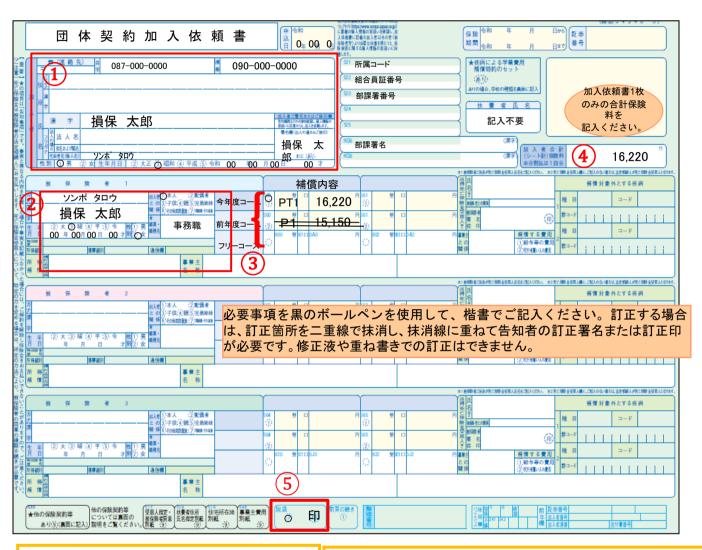
加入依頼書記入例

継続

加入依頼書には、前年同条件プランを記載しております。 記載内容通りでご継続の場合は、ご提出不要です。

新規申込•変更•脱退

ご加入・変更・脱退される保険に該当する加入依頼書をご提出ください。



新規でご加入希望の方

- ①職員の方の漢字氏名・カナ氏名・性別・生年 月日・電話番号をご記入のうえ、ご捺印もしくは ご署名ください。
- ②被保険者(保険の対象となる方)の漢字氏名 ・カナ氏名・性別・生年月日・加入者との関係・ 職業・職種名をご記入ください。 家族型・夫婦型にご加入の場合は、加入者 (会員)ご本人の情報のみを記入します。
- ③「今年度コース」欄にご希望のタイプ名・ 保険料をご記入ください。
- ④すべてのタイプの合計保険料をご記入ください。

プラン変更をご希望の方

- 12の印字内容をご確認いただき、訂正があればご記入のうえ、 捺印もしくはご署名と、「訂正あり」に〇印をつけてください。
- ③印字されているタイプ・保険料を二重線で抹消し、「今年度コース」欄にご希望の加入タイプ名・保険料をご記入ください。
- ④変更後の保険料も含め、すべてのコースの合計保険料をご記入ください。

脱退をご希望の方

①の申込人欄に捺印もしくはご署名のうえ、加入依頼書の 最下段⑤「脱退」欄に〇印をし、ご捺印ください。

告知書記載の注意事項

※新・団体医療保険、所得補償保険に新規でご加入する場合、 もしくは補償を増額・拡大するプランに変更して継続更新する場合に必要です。

【代理告知をする場合】

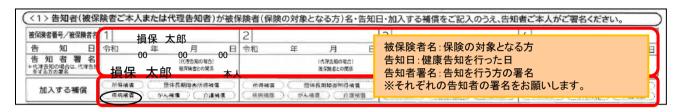
※会員本人に限り、家族の方の分を代理告知できます。ただし、代理告知の場合は、会員ご本人名での 署名・被保険者との関係(続柄)をご記入ください。

15歳未満のお子様の場合は、親権者(組合員ご本人)が告知ください。

例)加入者が配偶者に代わって告知書に記入する 例)加入者が子供に代わって告知書に記入する

被保険者名	損保 花子(配偶者)
告知者署名	損保 太郎 (加入者)
被保険者との関係	配偶者

被保険者名	損保 健太 (子供)	
告知者署名	損保 太郎 (加入者)	
被保険者との関係	父	



<2*>下記の質問事項にご回答ください。(<1>の被保険者番号に対応する欄にご記入ください。) ご加入いただく補償に該当する質問事項にご回答ください。質問事項への回答がすべて「いいえ」の方はご加入いただけます。 *告知される方がご閲覧されている病気・症状名が、本告知書に記載されている病気・症状名と一致しなくても、医学的に同一と判断される場合には告知が必要です。本告知書に記載されている病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、告知をしてください

〈所得補償保険にご加入の方〉

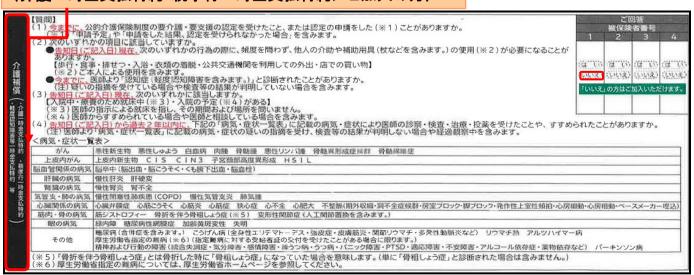
疾病補償

所得補償

〈新・団体医療保険にご加入の方〉

THE COURT OF THE COURT 質問2】告知日(ご記入日)から過去1年以内に、病気で継続して10日以上入院をしたことがありますか。 質問3】疾病補償、所得補償で「三大疾病」「八大疾病」のみを補償する特約(※)を1つでもセットする場合はこちらもご回答ください きまでに、「かん」または「上皮内がん」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことがありますか。
(注)医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。 ENGLY CHURCH CONTRACTOR CHURCH 「上皮内がん」に含めて告知いただきたい病気 がん 悪性新生物 悪性しゆよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ酸 骨髄異形成症候群 骨髄環維症 ・皮内がん 上皮内新生物 CIS CIN3 子宮類部高度異形成 HSIL 三大疾病診断保険金支払特約、三大疾病入除保険金支払特約、特定疾病補償特約(8大疾病または3大疾病)等をいいます。 「いいえ」の方はご加入いただけます。 【質問4】所得補償・団体長期障害所得補償にご加入の場合はこちらもご回答ください 会別日(ご記入日)から過去2年以内に ①「がん」、上皮内かん」または「精神の病気」と医師に診断されたことがありますか。 ②「かん」、上皮内かん」または「精神の病気」により、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことや、すすめられたことがありますか。 (注)医師より病気・症状の疑いの指摘を受け、検査等の結果が判明しない場合や経過観察中を含みます。 CETO CETO (よいは) (よいは) がいた 「上皮内がん」、「精神の病気」に含めて告知いただきたい病気 #他性新生物 悪性しゅよう 白血病 肉腫 骨髄腫 悪性リンパ腫 骨髄異形成症候群 骨髄線維症 上皮内新生物 の CIS CIN3 子宮頸部高度異形成 HSIL 精神および行動の障害(統合失調症・気分障害・部件障害・끌うつ病・うつ病・パニック障害・PTSD・適応障害・不安障害・アルコール依存症・薬物依件など) 皮内がん

〈介護一時金支払特約・親孝行一時金支払特約にご加入の方〉



別冊【契約概要・注意喚起情

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

傷害総合保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。■保険契約者: 一般財団法人香川県市町村職員互助会■保険期間: 令和8年3月1日午後4時から1年間となります。

令和7年11月28日(金) ■申込締切日 ■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

●加入対象者 香川県市町村職員互助会員 ●被保険者

香川県市町村職員互助会員またはご家族配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族の方を被保険者としてご加入いただけます。 【家族プラン】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も 保険の対象となります。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

【夫婦ブラン】被保険者本人の配偶者も保険の対象となります。 ※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

●お支払方法

【個人プラン】被保険者本人のみが保険の対象となります。 令和8年3月に口座振替(一時払) 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、総務担当者までご送付ください。 ●お手続方法

ご加入対象者		お手続方法	
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	
既加	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書 に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	
入 者 の	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更 して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	
皆さま	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	

※「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。 加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお問い合わせください。

- 加入依頼書の修正方法等は取扱代理店までお同い合わせください。
 (注)ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
 ●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の香川共済サービスまでご連絡ケださい。
 ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ケださい。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ケださい。
 ■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ■満期返れい金·契約者配当金

傷害総合保険:補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食

中毒は含みません。 (注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- (注) | 「保険が同じが用が知らずり同じでエンじょ争いしたもの / が、 | 別では、 | 「最**かかつ偶然な外来の事故」について** 「急**激かつ偶然な外来の事故」について** 「急**激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。**

臼	E)靴ずれ、車輌	やい、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
	死亡 保険金	事故によりケガをされ事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 または麻薬、危険ドラッグ等により正常な またはなまないようればまる場合
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 【後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合	⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(**1を 除きます。)、核燃料物質等によるもの
傷害(入院 保険金	(4%~100%) 事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき 入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額 × 入院日数(1,000日限度)	腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登
国内外補償)	手術	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2)	①自動車 原動機付自転車等による競技
	保険金	手術(重大手術(※3)以外)	は宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
		重大手術 ^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を 手術保険金としてお支払いします。	(※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

1 5

以下同様とします。

16

・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、

船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自 動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上

ラジコン模型およびこれらの付属品

ートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

但宝総合保除	・補償の内容【	保険金をお支払いする	主か場合とお支払い	できかい主か場合	】続き

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
個人賠償責任(国内外補償)	個賠責()	・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具・データやプログラム等の無体物・漁具・不動産・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物など(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	・受託品が委託者に引き渡された後に発見された た受託品の損壊または盗取 (※1)次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア.主たる原動力が人力であるものイ.ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートウ.身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるものエ.移動用小型車および遠隔操作型小型車(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れよでが困難な者用のでは置いた場所を忘れよでが困難な者用のの間には当りるものにあまりただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかざり、遠隔操作により涌行させることができるものにができるものにより涌行させることができるものにより涌行させることができるものにより通行させることができるものにより通行させることができるものにあるとのにより通行させることができるものにより通行させることができるものにより通行させることができるものにあるとないます。ただし、定める基準に減り通行させることができるものにより通行させることができるものにかずります。				

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保料制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

カログに別り			
用語	用語の定義		
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)		
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。		
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、 医療器具等の受領等のためのものは含みません。		
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。		
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。		
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。		
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。		
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。		

<u>ーリングオフ</u> の保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任 が同じである他の保険契約または共済契約をいいます
- *ロ頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払 いできないことがあります。
- ●死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法 により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保
- 険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。 ■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ■傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これら の職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているとき であっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料 が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。 <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理 店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。 <重大事由による解除等>
- ●保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 <他の身体障害または疾病の影響>
- ●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして 保険金をお支払いします。 **4. 責任開始期**

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知 がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保 ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難にある損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決 にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要とな ります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。 ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - など
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

١		必要となる書類	必要書類の例		
	1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など		
② 事故日時·事故原因および事故状況等が確認できる書類 傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修からの原因調査報告書		傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等 からの原因調査報告書 など			
	③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類		①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する 賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、 治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書 類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、 売上高等営業状況を示す帳簿(写)		
	4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など		
	⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など		
(の)			示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書		
		他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など			
-		DRAAL FRILL HERATISH ST. BUNGALT			

- - (注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。 (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求で きることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合も あります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち 未経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき 被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の 未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき ご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることが あります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

□保険金額

□保険期間

□保険料、保険料払込方法

口満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度 ご確認ください。 ______



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 口被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- 口パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご 契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差 異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

口職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、

保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者(高所作業の有無を問いません。)、採鉱・採石作業者、自動車 運転者(バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者)、農林業作業者

- ※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
- ※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)の方等についてはお引き受けできません。

【家族プラン・夫婦プランにご加入になる方のみご確認ください】

口被保険者の範囲についてご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が 記載されていますので必ずご確認ください。 ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必 ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。 また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

新・団体医療保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み : この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約等をセットしたものです。

■保険契約者 一般財団法人香川県市町村職員互助会

令和8年3月1日午後4時から1年間となります。 ■保険期間

■申込締切日 令和7年11月28日(金)

●被保険者

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。 ●加入対象者 : 香川県市町村職員互助会員

> : 香川県市町村職員互助会員またはご家族(配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族)を被保険者としてご加入いただけます。 (新規加入・継続加入ともに満64歳までの方が対象となります。)

●お支払方法 令和8年3月に口座振替(一時払)

下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の総務担当者までご送付ください。 ●お手続方法

ご加入対象者		お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」および「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」および「告知書」※をご提出いただきます。 ※告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

●中途脱退 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の香川共済サービスまでご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合

- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合はこの団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金·契約者配当金 : この保険には、満期返れい金·契約者配当金はありません。

新・団体医療保険の補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【疾病保険特約】 被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けら れた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 (※1)を除きます。)、核燃料物質等によるも の
保険金	疾病入院保険金の額= 疾病入院保険金日額 × 入院した日数	③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運
	以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1)保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の ①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。 なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。	転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害
	①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為	⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。
	手術(電大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合>疾病手術保険金の額=疾病入院保険金日額×5(倍)	⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※3) のないもの
	■ 重大手術 ^(※3)	⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など
	(注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的も
疾病	創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術 および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・	しくは宗教・思想的な主義・主張を有する 団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動を

疾

術

険

の種類

検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない |乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等)など

(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部

位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。

(※3)重大手術とは以下の手術をいいます。

①開頭手術(穿頭術を含みます。)

②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。)

③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術

④四肢切断術(手指・足指を除きます。)

⑤脊髄(せきずい)腫摘出術

⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人 工臓器を除きます。) の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する 移植手術にかぎります。

(2)骨髄幹細胞採取手術(※1)(※2)を受けた場合は、保険期間中に確認検査(※3)を受けた時を疾 病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。

(※1)組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹 細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。 また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が 同一人となる自家移植の場合を除きます。

の主義・主張に関して行う暴力的行動を いいます。以下同様とします。 (※2)「療養の給付」等とは、公的医療保

保険金をお支払いできない主な場合

険制度を定める法令に規定された「療養 の給付」に要する費用ならびに「療養費」、 「家族療養費」、「保険外併用療養費」、 「入院時食事療養費」、「移送費」および 「家族移送費」をいいます。

(※3)「医学的他覚所見」とは、理学的検 查、神経学的検査、臨床検査、画像検査 等により認められる異常所見をいいます。 以下同様とします。

	新・団体医療保険の補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)				
保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
疾病	疾病手術保険金	 (※2)ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後に受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3)「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1)時期を同じくして2以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2)同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術(※1)に該当するときは、同一手術期間(※2)に受けた一連の手術(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1)一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2)同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3)医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4)放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 	<前ページからの続きです。>		
·	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院 した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1 日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、 最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対 しては、保険金をお支払いしません。 また、疾病入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院 保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額=疾病退院後通院保険金日額 × 通院した日数			
②被 【 f 被	保険者が入院を 易害保険特 保険者が、日本[被った時のお支払条件により算出された保険金の額 開始した時のお支払条件により算出された保険金の額 約】 国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」とし 合、通院された場合等に保険金をお支払いします。	いいます。)によるケガで、入院を開始した場合、		
保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合		
	傷害入院 保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、 入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額=傷害入院保険金日額 × 入院した日数			
傷害	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) 手術(重大手術(※3)以外) 〈入院中に受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍)〈外来で受けた手術の場合〉傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注)重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復所・整復固定術および授動術、抜歯手術(※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3)重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術にかぎります。 2 1	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾娠、早産または心神喪失 ⑥妊疾、早産または心神喪失 ⑥妊疾、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、神経、		

保	険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
		保険期間中に生じた事故によるケガで通院した場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。	
傷害	傷害通院 保険金	(注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、 顎骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したとき はその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、 創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをしいます。 (注2)傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合で あっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	<前ページからの続きです。>

【その他特約】

保険金の種類		保険金をお文払いする王な場合	保険金をお文払いできない王な場合
介護	介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合(※1)②損保ジャパンが定める所定の要介護状態(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1)要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2)公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、 危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 (治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 腰痛等で医学的他覚所見のないもの など
	先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等(**1)を受けたことにより負担した先進医療(**2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1)先進医療および臓器移植術をいいます。 (※2)病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	① 故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無賞格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミングにフリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故

保険金の種	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 「個」(「解任内償注) 「以下のでは、「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、「のでは、」」 「のでは、」 「のでは、	は無能力者の税族にからりより。)。たたし、ての負性無能力者に関する争取に かぎります。 たち、被保除者太人またけその配偶者との結婚おとび同民事たけ別民の別け	① 故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による津渡 ③地震、噴火またはこれらによる津渡 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害 賠償責任 ⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担事賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ③航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または殴打に起因する損害賠償責任 ① 航空機、船舶および島動車・原動機付自転車等の車両を損害法には吸引の所有、使用または以り自動車・原動機を再により生じた損害・被保険者の自殺行為、犯罪行為または以外、の事由により生じた損害をしていて、次の事由により生では指しない。 本なの治耗または、変色、さび、かび、ひび割れな外なの当転に直接起因しない。場対または機領・南、雪、近のよう、みぞれ、あられまたは融雪水の浸みまたは横領・南、雪、近のよまには横領・南、雪、近のよまには横領・南、雪、近のおまたは横領・南、雪、近のおまたは横領・南、雪、近のおまたはでき込み・受託品の損壊またはのうまたはでき込み・で、第1)次のア、からエ、までのいずれかに該当するものを除きます。 ア・主たる原動力が入力であるものイ、ゴルフ場敷や同じによりあるに大状態でその事実または置いた場下を応じるよのを除きます。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車にいた場下をの車をいたまただし、定めより通信させることができるものを除きます。

- (注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認 いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。 (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になっ たときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

新・団体医療保険のその他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	1いま 100プリナル 非を独信 対策のとして、 かいし 1、ケー・フェンス 100プリス 11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、11、	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、	
胃・腸の疾病	腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	
肝臓・胆のう・すい臓の疾病		など
C群	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	
腎臓・泌尿器の疾病		など
D群	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、	
気管支・肺の疾病	気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房	
脳血管・循環器関係の疾病	細動など、人エペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	
腰・脊椎の疾病		など
H群	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	
眼の疾病		など
I群	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	
ご婦人の疾病		など
図血管・循環器関係の疾病 - 群 要・脊椎の疾病 - 1群 艮の疾病 群	細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	などなど

- だくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。 知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。
 - ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。

用語のご説明

mar	
用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因が故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかる予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療 器具等の受領等のためのものは含みません。
通院責任期間	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に 終わる期間をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 ただし、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院 は除きます。
1回の入院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害(疾病については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為(※)。 ただし、血液照射を除きます。 ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※)歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による 治療をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

用語	用語の定義
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

新・団体医療保険のご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
2. ニル入時における注意事項(告知義務等)

- ・●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。 ●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをい い、他の保険契約等に関する事項を含みます

-と判断される場合

- ある他の保険契約または共済契約をいいます。 * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- * 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いでき ないことがあります

- ないことがあります。 ※損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。 ●ご加入初年度の保険期間の開始時∜からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時 (※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が経験になることがあります。 か解除になることがあります。 (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。 NC供知義教育長は12月11日に対象が18月21日に対象が18月21日に対象する。 が解除になることがあります
- ●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - *契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。 ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。 なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできない
 - ことがあります。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。
 - ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時
 - (※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由(入院を開始された場合や手術を受けられた場合等)が生じた場合は、その保険金の支払 事由に対しては保険金をお支払いします。
- (注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外と なります。
 - (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係が ある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

3. ご加入後における留意事項

- ▶加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店 または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめ ご了承ください。

く重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

●保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いする病気等の程度が重くなったときは、それらの影響が なかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日(疾病の場合は、入院を開始した日あるいは手術を受けた日)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャ
- (注)個人賠償責任補償特別をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決 にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が 必要となります。 なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ●保険金のご請求にあたっては、次に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

新・団体医療保障のご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

	利 国	- 二二元の /こ/こと /この ここ、江心・天に 一十の 一元 一元 一元 一元 一元 一元 一元 一
	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書
3	傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害 の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写)など③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書
4	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。(注1)保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる ことがあります。
 - ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の 確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終える べき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象とな る場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【疾病保険特約】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

i<u>. 保険金をお支払いできない主な場合</u> 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

保険会社破綻時の取扱い

8. 保険会社破綻時の取扱い 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契 約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。 この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償さ れます

9. 個人情報の取扱いについて

- ○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- ○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために 取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。 また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。 なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認めら れる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト

(https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入 いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- □補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険金額
- □保険期間
- 口保険料、保険料払込方法

□満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度 ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

□被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

口パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補 償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき 補償・特約の要否をご判断ください。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますの で必ずご確認ください。

所得補償保険(基本補償

所得補償保険のあらまし(契約概要のご説明)

■商品の仕組み: この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

■保険契約者 一般財団法人香川県市町村職員互助会 ■保険期間 令和8年3月1日午後4時から1年間となります。

■申込締切日 令和7年11月28日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者 : 香川県市町村職員互助会員 香川県市町村職員互助会員 ●被保険者

(新規加入の場合、満18歳以上満59歳以下で有職者の方(継続加入の場合は満64歳以下の方)が対象となります。

なお、既加入者で家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は満16歳以上満69歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、

掃除、洗濯および育児等の家事を行なっている方(家事従事者)にかぎります。)

*被保険者本人のみが保険の対象となります。

令和8年3月に口座振替(一時払) ●お支払方法・

●お手続方法 : 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、総務担当者までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法	
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	
270	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しの プラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	
入者の皆	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入 を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2 告知書は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間 の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご提出が必要です。	
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	

- ※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。 加入依頼書の修正方法等は有限会社香川共済サービスまでお問い合わせください。
- この保険から脱退(解約)される場合は、香川共済サービスまでご連絡ください。
- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- : この保険には、満期返れい金·契約者配当金はありません。 ■満期返れい金·契約者配当金
- ■無事故戻し返れい金:保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき 就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。

(注)保険期間の中途で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

お支払いする保険金の主な内容

所得補償保険の補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 ●次の事由によって被った身体障害(病気またはケ お支払いする保険金の額=保険金額(月額)(※1)×就業不能期間 ガ)による就業不能に対しては、保険金をお支払いし (保険金をお支払いする期間)(※2)の月数(※3) ません。 ①故意または重大な過失 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)= 就業ができない期間-支払対象外期間 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険 (※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月 ドラッグ等の使用(治療を目的として医師が用 (本) 加入依頼音等記載の保険金額(フいての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。
(※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間(1年)が始まり、その対 いた場合を除きます。) ④妊娠、出産、早産または流産 被保険者が、日本国内ま

たは国外において、保険 期間中に身体障害(病気 またはケガ)を被り、その 直接の結果として就業不

保険金をお支払いする場合

能になった場合

【家事従事者特約】* 被保険者(保険の対象と なる方)が、日本国内ま たは国外において、保険 期間中に身体障害(病気 またはケガ)を被り、その 身体障害の治療のため 入院していることにより家 事労働に全く従事できな い状態である場合

- 象期間内における就業不能の期間(日数)をいいます
- (※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない 場合または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月 未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します
- (注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。
- (注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間 が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支 払いしません。
- (注3)初年度加入の締結の後に保険金お支払条件の変更があった場 合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額 をお支払いします

ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就 業不能となった場合を除きます

- ① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出 された保険金の額
- ② 被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出 された保険金の額
- (注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能 の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発 した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能と みなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて 6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能に なった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業 不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用し ます。

保険金をお支払いできない主な場合

- ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除 きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛 等で医学的他覚所見(※2)のないもの

など

- ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対 しては、保険金をお支払いしません。
- ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒 気を帯びた状態での運転
- ⑧地震、噴火またはこれらによる津波

(天災危険補償特約をセットしない場合)

など

- ●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支 払いしません。
- ⑨精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障 害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害 を被り、これを原因として生じた就業不能
- ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)*	被保険気の 本には関連を がにおいで書(表 を被には関連を がにおいで書(なった) はは国中に分がまとし合 本で、保病の 本で、保病の 本で、保護を を被でする。 本で、保護を 本で、保護を 本で、大学 を被であり、 本で、大学 を被であり、 本で、大学 をでいる。 はいで書の。 はいでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はおく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。	(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- (*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約から でも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になっ たときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

- 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。 (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
 - 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	(注) 伽マ TΔ 軒を独信 寸を外と (・川 人 17-7- 17 1 人 12-2 ト 表 記載(1) 生活し 関	全保険期間(継続契約において も原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、	
胃・腸の疾病	腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	
肝臓・胆のう・すい臓の疾病		など
C群	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	
腎臓・泌尿器の疾病		など
D群	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、	
気管支・肺の疾病	気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房	
脳血管・循環器関係の疾病	細動など、人エペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	
腰・脊椎の疾病		など
H群	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	
眼の疾病		など
I群	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	
ご婦人の疾病		など

- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●基本補償の保険金額の設定について
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月に おける所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※)公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ
 - (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。
- ・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部 または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金を お支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を 採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同 様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全〈従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全〈従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払い する期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞 を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の 場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または2のいずれかの時をいいます。 ①傷書こついては、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病こういては、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常こういては、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄変取手術に伴う入院補賞・新の場合は、確認検査を受けた時をいいます。
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をい、この期間内における被釈食者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象とむます。 (※)骨髄深取手術に伴う入院補費持分の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

<家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。>

用語	用語の定義	
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。	
所得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。	
平均月間所得額	令和7年10月現在、183千円とします。	

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務(※1)
- ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等(※2)の加入状況

(※1)家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行なっている方」であることを告知してください。

(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保 険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- * 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※)保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保 険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

など

- ●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ■ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業不能(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。(※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

 (注)特別な多性はき(「特字疾病等対象性特別とないとなった。」) スポート記し関わらず、神傷対象がとする疾病群については、全保険

(注)特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注)家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の 見直しについてご相談ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害(病気またはケガ)の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

など

- ●被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。
- お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

●保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<u>4.責任開始期</u>

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

所得補償保険のご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)(続き)

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合(就業不能が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

		-
	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業不能状況報告書、傷害状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの 原因調査報告書 など
3	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲 等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、 承諾書
6	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求 できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払するために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。
- ●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6.保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

- Table 1- Table 1973 - 1975

●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8.保険会社破綻時の取扱い

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために 取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。 また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約

□保険金額

□保険期間

口保険料、保険料払込方法

□満期返れい金・契約者配当金がないこと



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください。(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 口被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- ロパンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。 ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- □職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- 口所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。
- 3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきま したか。
 - 口特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報 や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。 が加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。】

ゴルファー保険のあらまし【契約概要のご説明】

この保険は賠償責任保険普通保険約款にゴルフ特約、身体傷害補償特約、ゴルフ用品補償特約、ホールインワン・アルバトロス費用 ■商品の仕組み:

補償特約等をセットしたものです

■保険契約者 一般財団法人香川県市町村職員互助会

令和8年3月1日午後4時から1年間となります。 ■保険期間

■申込締切日 令和7年11月28日(金)

■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等 : 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。 ●加入対象者 : 香川県市町村職員互助会員

●被保険者

香川県市町村職員互助会員またはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

※被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お支払方法: 令和8年3月に口座振替(一時払) ●お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の総務担当者までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法	
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。	
既加	前年と同等条件のプラン(送付した加入依頼書に打ち出しのプラン)で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。	
入 者 の	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継 続加入を行う場合	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	
皆さま	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。	

●中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の香川共済サービスまでご連絡ください。
 ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 ■満期返れい金・契約者配当金 : この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

ゴルファー保険の補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合

ゴルファー保険は、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、他人に対する賠償責任のほか、ゴルファー自身の傷害、ゴルフ用品の盗難、 コルフゲーでは、コルフ・ジャン・コン・ジャン・コン・コン・ロースをは、ロック・ロースに、アッツには、ロックのロース・コン・ファン・ロースを開き、コルフ・ファン・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロース・ロースを開き、ロースを開きる。ロースを用きるとなり、ロースを開き、ロースを用きる。ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを開き、ロースを用きる。ロースを用

保険金をお支払いする主な場合 保険金をお支払いできない主な場合 ①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪 取、内乱、武装反乱その他これらに類似 の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食 事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金およ 類似の自然変象に起因する賠償責任 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対す び費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限 る賠償責任 度とします ⑤被保険者が所有、使用または管理する 財物の損壊について、その財物に対し正 当な権利を有する方に対して負担する賠 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 賠償責任 償責任(※) (注1)法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支 ⑥自動車の所有、使用または管理に起因す 払いの対象となりません。 注 る賠償責任(※) (注2)お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等に ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関 よって決定されます。 する特別の約定がある場合において、そ (注3)記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、 の約定によって加重された賠償責任 記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に (※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。 代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者 となります。 ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 ①死亡保険金 死亡保険金の額=保険金額の全額 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて ②後遺障害保険金 保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に 後遺章書保険金の額= 起因するケガ 保険金額×後遺障害の程度に応じまた(4%~100%) ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因 するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料 物質等によるもの 身体傷害 入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ 保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち ③入院保険金 症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※)の ないもの 入院保険金の額= 保険金額×15/1000×入院日数(事故の発生の日から180日以内) (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検 查、神経学的検査、臨床検査、画像 通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 検査等により認められる異常所見を いいます。 通院保険金の額=保険金額×10/100×通院日数 4通院保険金 (事故の発生の日から180日以内の90日限度) (注1)通院されない場合であっても、ケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨、顎骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※)ギブス(キャスト)、ギブスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベ ストをいいます。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合 であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失によって ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価^(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場 生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた 合にかぎります。) 損害 ゴルフ用品 ②ゴルフクラブの破損または曲損 ④戦争、外国の武力行使、革命 政権奪取、内乱、武装反乱その他 これらに類似の事変または暴動に よって生じた損害 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を 差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限 度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれら に類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生 ⑥注ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。

じた損害

ゴルファー保険の補償の内容【保障金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

_	「ルファー保険の補償の内容」、保険金をお支払いする王な場合とお支払いできな	い土な場合(人物で)
	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワ アルバトロス 費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場(※1)においてゴルフ競技(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額はません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②対質会費用 ※3) コルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の 10%を限度とします。) (※1)この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、タホール以上を有し、施設の利用について料金を喰するものをいいます。。 (※2)この特約における「ゴルフ場技」とは、ゴルフ場よいて、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、まさは基準計数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、まさは基準計数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、まさは基準計数(パー)35以上の同ホールを正規にラウンドすることをいます。 (※3)が置会費用とは、ホールインフまけはアルバーカン・フェンリスを行う時期について告げ、損保シャン・かにれを認めたときは、ホールインフまけはアルバーカン・アルで自分に対し、関性とかいたこれを認めたときは、ホールインフまは対し、アルスを行うた目から1年以内に開催された。初質会員に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保シャン・ローゴルア競技を行う時期について告げ、損保シャン・かにれを認めたときは、ホールインフ・オはオリアル・マチェフの方のみお引き受けの対象がとないます。)。 (注2)ホールインフ・アル・ハコス費用を消費する場合を終しません。ださ、以下のいるは事情でも必要を終しないます。 * ご注意ください! ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(プゴルフ場の経営者まけよ技用人臨時風を含みます。)がその経営または対験するゴルフ場で行ったールインフを対はアルルマス(2ゴルフの競技まけば腎を職業とている方の行ったホールインフンまたはアルルマス (3日本国外で行ったホールインフンまたはカブル・トロス)

- (注)補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。
- (※1)賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義	
ゴルフ場	ゴルフの練習まけば競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注)ホールインフン・アル・ドロス費用補賞・赫りにおける「ゴルフ場」の定義については、ホールインフン・アル・ドロス費用の 補償内容をご確認なださい。	
ゴルフ場敷地内	囲、vo有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の村属が経安含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。	
ゴルフ用品	ゴルフケラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設けされた物がより物膜質ならびにそれらを収容する、シグ類をいいます。 ナナミ、暗計、宝石、貴金属、財布、ハンド、ドグ等の携行品を含みません。	
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホールは我心に入ることを、その場で確認することをいいます。 アルル・トロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ないす了数で打った最終打のボールがホールは我心に入ることを、その場で確認することをいいます。	
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然が来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害コよ、身体外部から有毒ガスまけま有毒物質を偶然かつ一時 コ吸入、吸収まけま摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 たけ、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 お含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではな、原因となった事故から 結果としてのケガまでの過野が直接がで時間が間隔のないととを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも、偶然である」のいずれかに該当する予知 されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注剤ずれ、車剤、、熱中症、しまやけ等よ「急激かつ偶然が来の事故」に該当しません。	
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	

ゴルファー保険のご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ●ご加入の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- ●加入依頼書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ●ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、 他の保険契約等に関する事項を含みます。
- <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、ゴルファー保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ●口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ●告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできない ことがあります。
- ●身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の 方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ●ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- (注)ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- <被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>
- ●被保険者は、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、 その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。 <他の身体障害または疾病の影響>
- ●すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●事故が発生した場合(ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店にご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保 ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないこと があります。
- (注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ●ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
- ●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
3	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 た	ìĽ
4	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の 範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書	営業 など
(5	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書	など
6	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
7	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

ゴルファー保険のご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) (続き)

- ●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。
- 1. 証明書
 - 同伴競技者1名(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン 所定の証明書
- 2. 費用支払を証明する書類
- 3. アテスト済のスコアカード(写)
 - その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。
- (※1)ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。
- (※2)ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①~③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印 をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。
 - ① 被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員(※3)
 - ② 被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃し たその公式競技の参加者または競技委員
 - ③ 同伴競技者以外の第三者(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者
 - ④ ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルファーの個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像 のものにかぎります。)
- (※3)そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。
- (※4)例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携 わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。
- 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等 この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未 経過であった期間(保険期間のうちいまだ過ぎていない期間)の保険料を返れいする場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い

10受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき 契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがありま す。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション 管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被 保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

9. 個人情報の取扱いについて

- 〇保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために 取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。 また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認めら れる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入 いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。 なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 □保険金額

□保険期間 □保険料、保険料払込方法 □満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

もう一度 ご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- 口パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかご確認いただきましたか。
- 口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらの ご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容 の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください。

□「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の 場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い 保険金額となります。

3.お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

口特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」 が記載されていますので必ずご確認ください。



ご加入要領

- 〈被保険者〉 一般財団法人香川県市町村職員互助会会員とその家族(*)・同居の親族 (注)所得補償保険は、会員の方のみご加入できます。
 - (*)「家族」とは会員の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、同居の親族となります。

ただし傷害総合保険の家族プランについては家族の定義が異なりますので2ページをご確認ください。

〈加入方法〉 『加入依頼書』に必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。 ※13ページ、14ページの記入例をご参照ください。

1. 新規加入の方

加入依頼書に必要事項をご記入のうえご提出ください。

※所得補償保険と新・団体医療保険は告知書が必要となります。

2. 前年同等条件にて継続の方

書類提出は不要です。前年同等条件のコースにて自動更新させていただきます。

- 3. すでにご加入の方で加入内容の変更・脱退を希望される方
 - 〇加入内容の変更・追加の場合
 - →訂正箇所ご記入いただき、捺印もしくはご署名と、「訂正あり」に〇印をご記入ください。 印字されているタイプ・保険料を二重線で抹消し、「今年度コース」欄にご希望の 加入タイプ名・保険料をご記入ください。

(所得補償保険と新・団体医療保険は、補償が大きくなる場合は告知書が必要となります。)

- ○脱退の場合
- →捺印もしくはご署名のうえ、加入依頼書の「脱退」に○印を記入いただきご捺印ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店 有限会社香川共済サービス 担当: 龍満・平

〒760-0066 香川県高松市福岡町2-3-4 TEL 087-851-6650 FAX 087-823-0439 (受付時間 : 平日の午前9時から午後5時まで)

●**引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社** 高松支店法人支社 担当:木村

〒760-0027 香川県高松市紺屋町1-6 TEL 050-3798-8234 FAX 087-825-0910 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料>

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 受付時間 ◆24時間365日

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
- 必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。 ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●加入者証は大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

